

多 度 津 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年9月16日午前9時00分より午前9時53分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

議案第6号 非農地証明願について

報 告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（1名）

職務代理者（3番）

山崎義行

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	植松 肇
主任主事	中西 祐太

審 議 内 容

事務局長 それでは、おはようございます。
 少し時間が早いですけど、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
 初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。
 続きまして、本日の出欠状況についてですが、山崎義行委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。
 本日は、農業委員14名中13名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。
 続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。
 それでは、早速進めたいと思います。
 最初に、本日の署名委員を私のほうから指名させていただきたいと思えます。14番の細川委員さん、それから4番の三野委員さん、よろしくお願いをいたします。
 それから続きまして、昨日の小委員会の報告を矢野委員さんのほうからよろしくお願いをいたします。

矢野委員 おはようございます。
 昨日の小委員会の報告をさせていただきます。
 現地確認に3か所行きましたが、2号議案の4条の申請ですけど、無断転用で転用の許可申請を出しているにもかかわらず、実際昨日確認したところ、既にもう工事を着工、工事業者がもう入って工事をしていたので、事務局のほうから一時工事を止めて申請者のほうへ中止するようにという注意をしてもらうようにしました。ほかは問題ありませんでした。
 以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

ございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、1点、先ほど矢野委員さんのほうから報告がありました2号議案の件につきましては、この議案のところではその小委員会のほうに連絡をとるようですので、その辺も含めて議案の中で報告をいただきたいなというように思っております。よろしくお願ひします。

それでは、議案の審議に入らせていただきたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から3番について、議案を基に朗読】

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

9番委員

3番については、所有者が三野町なのか。

事務局

これは、所有者の方のご住所が三豊市ということで、農地は青木になります。

9番委員

青木の農地を三野町の人が所有していると。

事務局

そうです、はい。

議長

補足になりますが、地元は私になるので付け足して言いますと、この申請者と土地の所有者は兄弟です。親からの相続をした時点で所有者が相続をしている案件になります。

9番委員

ありがとう。

議長

ほかにごございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件ということでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

【議案第2号番号1番について、議案書を基に朗読】

今回の転用申請は、申請者が自家用車を駐車するために無断転用を行っていたところ、正規の手続を経て地目変更を行うため申請に至りました。申請に際し始末書を添付し、以後同様の違反がないよう反省していることから、ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、先ほど指摘のありました無断転用後の工事の進捗については、申請者の代理人であります行政書士を通じ申請者に対し工事の中止を命令しております。現状の把握につきましては、以後事務局のほうで現地確認を行ってまいりますので、よろしくようお願いいたします。

今回の申請につきましては、以上であります。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がございましたけども、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらよろしくようお願いいたします。

はい。

9番委員

結局、進行形の途中であれ無断転用じゃないかという話があったわけ。流れはどういうところから話になっていたのか。

事務局

最初からでよろしいですか。

議長

はい、どうぞ。

事務局

令和元年当時に土地の所有者であった方の息子さんが自動車整備工場を造るということで、転用の案件が出てきました。場所は、現地の山階の信号が設置されている交差点から西へ200メートルほど行ったところに、自動車整備工場を造ったのですが、そのときに土地所有者と申請者で土地の交換をいたしました。そのときに今回の申請地を取得されたのですが、ご自宅がちょっと手狭であるということで、土を入れて車を止め出したということでした。その情報をいただきましたので、現地確認したところ、実際にそういうことがあったということで、無断転用の状態ですから申請してくださいということでお願いしたところ、今回の申請に至ったというような経緯になっています。

9番委員

阿庄の踏切脇にあるお墓のとなりか。

事務局

そうです。

9番委員

事務局が現地確認を行ったと。

事務局

特段見に行ったというより、現場近くの見回りをしていた際に、あ

あ、こんなことになっているということで気がついたということもありましたので。

9 番委員 それは事務局から、ほかから話があったんか。

事務局 地元の方からもお話をいただきましたし、我々担当のほうも現地に行ったときに、これはちょっとおかしいなということで話はしていました。

9 番委員 それで、申請地を駐車場にするということ。

事務局 はい、正規の手続きでいこうということで、今回の転用申請となっています。

9 番委員 現場の方で工事が進んでいて、待ったをかけたが、ほとんどできると。

事務局 形としてはもうほぼ終わっています。

7 番委員 造成地の表面に舗装するかどうかという形になっている、これは。

事務局 はい、そうです。

9 番委員 はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようでございますので、議案第 2 号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第 2 号を承認いたします。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

【議案第 3 号番号 1 番について、議案書を基に朗読】

今回申請のありました 5 条の転用申請については、周辺が既に宅地化されていることから、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適正であると認められるため、周辺の農地に支障がないなどということから、許可要件を全て満たしていると考えております。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質問ありましたらよろしく願いします。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第3号につきまして承認することにご異議
ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号を承
認いたします。

それでは続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18
条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題と
いたします。

この議案につきましては、伊達委員さんのほうが申請者関係者とな
りますので、農業委員会法第31条の規定に基づいて、議事参与の制
限により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたしま
す。

それでは、議案内容を事務局よりお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

【議案第4号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各
要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、
農業委員会の承認を得ますと、9月21日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたけども、これにつきましての
ご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

はい。

9番委員

6ページの備考欄、農地売買等事業となっておりますが。

事務局

こちらは、7月の農業委員会の定例会の中でも議案として上がりま
した機構を通じた売買事業になっておりまして、メリット、デメリッ
トはもう以前ご説明したとおりですが、7月のときに土地所有者から
機構へ売買するという議案が上がりまして、今回は機構から本来の買
手が買うという申請が今回の議案として上がっております。

議長

よろしいですか。

9番委員

はい、ありがとう。

議長

ほかに何かございますか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第4号につきまして承認することにご異議

ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

よろしいですか。

そしたら続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号をご覧ください。

こちらは、農用地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することとなっております。香川県農地機構から右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。こちらの農地につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借手のみの変更申請となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてのご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

(なし の声あり)

ご意見、ご質問ないようですので、議案第5号につきまして承認することに異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議ないということですので、議案第5号を承認いたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第6号 非農地証明願について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号 非農地証明願につきまして。

【議案第6号番号1番について、議案書を基に朗読】

申請地は、農業振興地域ではありますが、農用地となっていないいわゆる白地であります。また、現場を確認したところ、申請書のとおり、東側を満濃用水、西側を地元用水に挟まれており、狭小地であったことから、農地として利用することは困難な状態であり、今回の申請内容のとおり非農地であると考えられます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてのご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

ございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、この議案第6号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第6号を承認といたしたいと思ひます。

ありがとうございました。これで議案のほうは終了いたします。

いつもどおり、続きまして事務局のほうからその他の報告につきまして、ありましたらよろしくお願ひします。

事務局長

事務局より4点ご報告させていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について、4点目は先進地視察について。

初めに、1点目、相続届について報告をお願いします。

事務局

今月は、相続届が1件提出されております。

以上です。

事務局長

続きまして、2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局

A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、9月27日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願ひいたします。

以上です。

事務局長

続きまして、3点目、令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について報告をお願いします。

事務局

令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見の資料をご覧ください。

香川県農業会議が県に対して、本県の農地利用の進め方を中心に県農業の将来に向けての在り方や今後の県農業施策についての意見を提

出するに当たり、6月の定例会で皆様にご提出していただきました改善意見について、香川県農業会議が取りまとめたものを8月1日に県に提出したという通知がありました。お手元の資料が県に提出した資料になりますので、またご確認をよろしくお願いいたします。

また、この改善意見に対する県からの回答につきましては、農業会議を通じて来年以降に届く予定となっておりますので、届き次第皆様に配付させていただきたいと思っております。

以上です。

事務局長

4点目、先進地視察研修について、報告、ご相談をさせていただきます。

農業委員、推進委員の皆様におかれましては、令和2年1月の感染後、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大に伴う緊急事態宣言、まん延防止等措置等の行動制限により、視察研修が過去2年未実施となったところですが、今年に入ってから感染終息の状況が見えず、先月8月の第7波の状況では新規感染者の増加が爆発的であったことから、視察研修の実施について感染状況を見定めている状況でありました。今年9月に入ってから、第7波の新規感染者数も減少の傾向にあることや、国の行動制限の緩和の状況を考慮するとともに本町の現在の業務上の制限等の方針について産業課長に確認したところ、宿泊を伴う出張や研修については現在見合わせており、研修を実施することであれば日帰り研修での検討ということを指示されております。現時点では、新型コロナは感染症法上の2類相当とされ、危険性が高い感染症に位置づけされており、第7波では感染者数が過去最多を推移する中、医療現場等の事務負担が増大する一方で、オミクロン株は重症化リスクが比較的低いことから、国では季節性インフルエンザと同等の第5類、発生、拡大の防止すべき感染症に分類の見直し、変更を検討されている段階です。

このような中、本町でもワクチン3回接種済みの職員やその家族など、身近なところで陽性者が出ている状況でもあり、研修実施の方向で進めてよいものか委員皆様よりご意見をいただけたらと思っております。一応研修実施の方向で進めていってよろしいでしょうか。委員さんのほうでご意見があるようでしたら、ご意見を今お伺いさせていただけたらと思っております。

議長

皆様のご意見をいただきたいです。意見がなかったら、私は進める方向でいきたいと思っております。そこから先は、言われたように、日程

計画をした時点でのコロナの感染状況で相手先のほうも、両方かも分かりません。その状況が変わったら、当然また中止にという考え方もできるかと。

9 番委員 三役と事務局にまかせます。

議長 これは私個人の意見として、来期で委員さんが代わられる人が仮にいたとしても、先進地の視察ですので、ここにおられる皆さんについては、各地域で中心的な委員さんばかりですので、仮に委員を引かれたとしても、やっぱり今後の地域の農業振興に対しての知識を得た上で地域の農業振興につなげていていただいたらいいのではないかとということもありますので。

9 番委員 時期はいつ頃の予定かな。

議長 例えば今からの話ですけども、一応は11月の下旬から12月の上旬ぐらいでいつも研修を行っていますが、その辺をめぐりに、あくまで受入先の下承が出た時点でやりますけども、その時点で環境が整わなかったら延期するか中止するという、これは先ほどの繰り返しになりますけども、可能性はありますということでご承知いただきたいと思えます。

13 番委員 日帰りの研修ですから、取りあえずは、それで進めていったら私はいいと思えます。

議長 ありがとうございます。

ほかに。

8 番委員 賛否を挙手で取って見たらどうですか、全員に。

議長 最終的にもう進めて、結果的に当然のことながら出欠を取りますので、検討を進めていくということに反対の方がおられましたら、挙手をお願いしたいと思います。

ないですか。

(なし の声あり)

そしたら、先ほど言ったような具合で進めるということによろしいですか。

(異議なし の声あり)

また具体的に決まったら、その都度お知らせしたいなというふうに思っております。

事務局長 それでは、視察のところについては、進める方向で今から段取りしていきたいと思えますので、また逐次ご連絡いたします。

その他報告については以上になります。

議長

ありがとうございました。

その他のその他ですけれども、1点、私のほうからご報告なり、おつなぎをしときたいのがあります。今研修のことの中でもいろいろ話題になりましたけれども、県知事のほうから各農業委員会に対してコロナ感染対策について注意喚起ということで、もう既に皆さん方もいろいろなところでご承知かと思えますけれども、香川県のBA.5対策強化宣言、これが出されております。これの期間延長についてということで、感染拡大防止対策期を9月25日日曜日まで延長するというので、県のほうで発表したようでございます。これを皆様方におつなぎをしたということですので、ご理解をいただきたいと思えます。

ということで、その他のことにつきまして、全体にわたりまして何かご意見、ご質問。

はい。

事務局

1点よろしいですか。

議長

はい、どうぞ。

事務局

毎年皆様に行っていただいております耕作放棄地調査ですが、例年でありましたらこの定例会で図面のほうをお渡ししております。ただ、今年に限りましては、契約方法の見直しをかけた影響で少し図面の作成が遅れております。申し訳ないですけれども、来月の定例会で資料、図面のほうをお渡しするような形となります。その都度、出来次第ということで考えておりましたが、ちょっと間に合いませんでした。申し訳ないですけれども、遅れる分ちょっとお尻を延ばして、例年11月に提出いただいていたのですが、これを12月の締切りとさせていただきますので、またご協力のほうをよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

今のことも含めて、その他全体につきましてご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、最後に来月の予定のほうをよろしくお願ひします。

事務局

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

10月の小委員会は、19日水曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。当番委員は8番中村委員、推進委員は3番中北委員に

お願いしたいと思います。

定例会は、20日木曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。署名委員は5番横関委員、6番斯波委員、7番矢野委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、これで定例会のほうを終了いただきしたいと思います。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記